

仙台市 NanoTerasu 測定支援補助金交付要綱

(令和6年3月19日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、3GeV 高輝度放射光施設「NanoTerasu (ナノテラス、以下「ナノテラス」という。)」及び本市が有するナノテラスの利用権の利活用促進のため、ナノテラスを利用する事業者が、ナノテラスでの測定に係る分析・解析及び測定への支援を当該事業者以外の者から受けるにあたって要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) NanoTerasu シェアリング 2000 本市が有するナノテラスの利用権を国内の法人等に配分する、本市が運営するナノテラスの利用枠組をいう。
- (2) コアリション 事業者が一般財団法人光科学イノベーションセンターとナノテラスの利用に関する覚書を締結することによって参加できる「産」と「学」による有志連合をいう。
- (3) ナノテラスの測定予約 一般財団法人光科学イノベーションセンターが運営するナノテラスのビームライン予約システムにおける測定の予約をいう。
- (4) 補助事業者 第7条の規定により本補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (5) 補助事業 第7条の規定により本補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国内に事業の用に供する施設を置く法人等である者（法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とするものを含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く）又は市長が適当と認める者。
- (2) NanoTerasu シェアリング 2000 の利用承認を受けており、かつナノテラスの測定予約手続きが完了している者。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。
 - ア ナノテラスのコアリションに加入している、又はコアリションに加入している者により当該者のナノテラス利用権に基づきナノテラスを共同利用する者として、一般財団法人光科学イノベーションセンターあて共同利用申請書の提出がなされている者
 - イ 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者
 - ウ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない又は本市の市税を滞納している者
 - エ その他市長が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学、研究機関又は公設試験場等との共同研究費
- (2) 各種分析・解析等を行う事業者又は公設試験場等への委託費
- (3) その他特に必要と認める経費

2 補助金の交付決定の日以前に前項の経費を支出した場合であっても、当該支出が補助事業及びナノテラスでの測定に必要であることを市長が認める場合においては、当該経費を前項の補助対象経費とみなす。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、その額が100万円を超える場合は100万円とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、様式第1号に必要書類を添えて、市長に提出して行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、申請が到達してから30日以内にその内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による通知は、交付決定を様式第2号、不交付決定を様式第3号により行う。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額が増加しない場合若しくは補助金の額に20パーセント以内の減額が生じる場合とする。

- 2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、あらかじめ様式第4号に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、あらかじめ様式第5号に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による申請に対する承認は、様式第6号により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定の内容を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに、様式第7号により行うものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、様式第 8 号に必要書類を添えて、補助事業の完了、中止若しくは廃止の承認の日から起算して 90 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、市長に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、様式第 9 号により行う。

(補助金の交付)

第 12 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、様式第 10 号を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき
- (5) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った決定に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は担

当職員にその事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、前項の結果必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。